

議会案第3号

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による高額献金要求等の
被害防止及び被害者救済措置の適切な対応を求める意見書

八戸市議会議長 寺 地 則 行 様

提出者	八戸市議会議員	
//	//	工 藤 悠 平
//	//	吉 田 洸 龍
//	//	山之内 悠
//	//	中 村 益 則
//	//	高 橋 貴 之
//	//	岡 田 英
//	//	高 山 元 延
//	//	田 端 文 明
//	//	小屋敷 孝
//	//	壬 生 八十博
//	//	冷 水 保
//	//	山 名 文 世

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による高額献金要求等の 被害防止及び被害者救済措置の適切な対応を求める意見書

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）をめぐっては、これまで深刻な被害を発生させてきた活動が明るみになってきており、社会問題となっている。

旧統一教会（世界平和統一家庭連合）がその信者に対し、靈感を持ち出して不安をあおったり、合理的な判断ができないような状態を利用したりして、高額の献金を要求することは、信者自身の経済的な困窮や社会的な孤立を招くばかりではなく、家族の生活が破壊されるなど、深刻な事態に陥らせるものであり、到底許すことはできない。

また、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と政治との関係性についても、説明責任を果たしていくことはもちろんであるが、何より喫緊の課題として、被害の重大性を踏まえ、その被害を防ぎ、被害者を迅速に救済することが強く求められるところである。

このようなことから、国においては、去る11月に被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策をとりまとめ、悪質商法などの不法行為等の相談、被害者の救済を目的として開設された、これまでの合同電話相談窓口の機能を継承した法テラス窓口を新たに設置するなど、更なる相談対応の充実・強化に努めているところである。

また、12月10日には被害者の救済及び被害防止等のため、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」並びに「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」が成立したところである。

よって国においては、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）が行う高額献金要求等による被害の実態把握を進めるとともに、その防止並びに被害者を救済するため、必要な措置について適切に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

八 戸 市 議 会